相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県白石市鹿又字新田町浦五〇番地、最後の住所宮城県石巻市鹿又字新田町浦一九番地　被相続人　亡　加藤　忠男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十日

宮城県仙台市青葉区一番町二丁目一〇番二六号旭コーポラス一番町A四〇四　相続財産管理人　弁護士　及川　雄介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県越谷市大成町一丁目五〇番地四、最後の住所埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西三丁目二八番地一七　被相続人　亡　宮﨑　梅義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十日

埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目一番一二号エガワプラザ六階　相続財産管理人　弁護士　北川　浩司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県野田市野田六四〇番地、最後の住所千葉県野田市清水六七〇番地の一〇　被相続人　亡　田上　隆広

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十日

千葉県松戸市松戸一一一九番地ソルヴェールレジデンス三〇七号　相続財産管理人　弁護士　塚本　晶也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区目黒本町六丁目八番、最後の住所東京都目黒区目黒本町六丁目八番一三号　被相続人　亡　渡辺　克己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十日

東京都港区西新橋一丁目一八番一四号第二須賀ビル五階ねもと法律事務所　相続財産管理人　弁護士　吉田　忠子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区神楽坂三丁目六番地、最後の住所東京都世田谷区桜丘五丁目二五番三号　被相続人　亡　髙橋　一芳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十日

東京都千代田区麹町四―三―二九パシフィックシティ麹町五階　相続財産管理人　弁護士　西本　恭彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区松ノ木三丁目三〇番、最後の住所東京都練馬区石神井台五丁目二八番一九号桜湯園石神井台　被相続人　亡　細田南海枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十日

事務所東京都中央区銀座四丁目二番一号銀座教会堂ビル七階東京中央総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山口　勝久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県小田原市東町三丁目一〇八番地、最後の住所神奈川県小田原市東町三丁目五番一三号　被相続人　亡　北村惠美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十日

神奈川県小田原市栄町一丁目一六番三三号　相続財産管理人　弁護士　川邊　周彌

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県高座郡寒川町宮山三四〇番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　金子　敏彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十日

横浜市中区不老町二丁目一一番地一〇L・Sビルディング二階　相続財産管理人　弁護士　徳田　暁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

新潟県長岡市草生津二丁目三〇〇番地二、最後の住所新潟県長岡市寺泊金山四三二番地　被相続人　亡　佐藤　春栄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十日

新潟県長岡市城内町三丁目五番地一―五〇五　相続財産管理人　中澤　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県小県郡上田町常二〇三四番イ号、最後の住所長野県小県郡上田町常入二〇三四番地　被相続人　亡　峯村　倉吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十日

長野県上田市八木沢二二五―二　相続財産管理人　井出　武夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県江南市大字東野字河原一八番地、最後の住所愛知県江南市東野町河原三二番地　被相続人　亡　堀塲せき子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十日

名古屋市中区大須四丁目一三番四六号ウィストリアビル四階　相続財産管理人　弁護士　野田　幸宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市守山区廿軒家七番、最後の住所名古屋市守山区廿軒家七番二六号　被相続人　亡　村瀬　清史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十日

名古屋市中区錦三丁目二番四号相互ビル三階大場鈴木堀口合同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鈴木　雅雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県東近江市五個荘山本町三四七番地一九、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　上林　龍善

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十日

滋賀県彦根市旭町六番二二号田中ビル二階彦根共同法律事務所　相続財産管理人　高橋　陽一

第12期決算公告

平成22年4月27日　さいたま市大宮区高鼻町一丁目20番地1 大宮中央ビルディング

エヌ・ティ・ティ・スポーツコミュニティ株式会社

代表取締役　渡邉　誠吾

貸借対照表の要旨　（平成22年1月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	189,582	流動負債	594,404
固定資産	471,334	固定負債	55,334
		負債合計	**649,739**
		株主資本	11,177
		資本金	100,000
		資本剰余金	240,000
		その他資本剰余金	240,000
		利益剰余金	△328,822
		その他利益剰余金	△328,822
		（うち当期純利益）	(0)
		純資産合計	**11,177**
資産合計	**660,917**	**負債・純資産合計**	**660,917**